

(お知らせ) ワシントン条約第7条第6項に基づく研究施設登録の制度構築に
関する検討会議(第1回)の開催について

平成30年6月14日
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
野生動植物貿易審査室

1. 検討会議の趣旨

当省は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(以下、「条約」という。)の管理当局として、同条約附属書に掲載されている絶滅のおそれがあり保護が必要とされる野生動植物について、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)に基づく貿易管理(輸出入の承認)を行っています。

条約第7条第6項では、野生動植物の科学研究を推奨する観点から、政府の管理当局により登録された科学施設間において、非商業目的で、政府が発給・承認したラベルを付した野生動植物の標本等(①さく葉標本その他の保存され、乾燥され又は包埋された博物館用の標本、②生きている植物)の贈与や交換等が行われる場合、条約の規制の手続きが免除できるとしています。

従来、学術研究目的で輸入される貨物の目的外使用や転売等の不正行為を防止する観点から、条約第7条第6項に基づく免除措置を導入する環境にはないと判断されてきました(各締約国が条約の規定より厳しい措置を独自に講じることは、条約第14条により認められている)が、我が国の研究施設が同条項に基づく科学施設の登録を行わないことによる不利益や事務負担が増大していることが指摘されています。

このため、野生動植物の科学研究を推進する観点から、輸出入管理や研究機関等の有識者の知見を得つつ、関係省庁とも連携し、外為法に基づく貿易管理措置の下、条約第7条第6項に基づく免除措置を導入し、当該制度に基づき発給されたラベルが付された標本等については、条約で求められる輸出許可書等を要しないこととするため、必要な検討を行います。

2. 開催日時、場所、傍聴の方法

第1回検討会議を以下のとおり開催します。

日時：平成30年6月29日(金)14時~16時

場所：経済産業省別館2階227各省庁共用会議室

傍聴を希望される方は 6 月 22 日（金）17 時までに傍聴希望の旨登録が必要です。以下の URL より傍聴登録をお願いします。

<https://www.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/19366>

（本件についてのお問い合わせ先）
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
野生動植物貿易審査室
03-3501-1723（直通）